

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 196

2021年8月号

2021年7月25日発行

- 02 太田 孝昭が語る春夏秋冬
「スーっと入り…」
- 03 『相続×落語』セミナー、異業種コラボで続々開催!
- 04 売掛債権の全額回収を目指す!
効果的な債権回収の方法
OAG弁護士法人 弁護士 小島 健太郎
- 06 OAGがお届けする人事コラム vol.4
定年後の人事評価制度をどう考えるか
『家族に頼らない おひとりさまの終活』が出版されました
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定





スウーっと入り…

OAGグループ代表
太田 孝昭

スウーっと入り、スウーっと帰る。まるで忍者のような立ち居振る舞いです。実は、わが社の朝晩の風景です。

これは世間でも一般的な風景でしょうし、わが社が特別な訳ではないと思います。しかし、気になって仕方がないんです。

朝、オフィスのあるビルの玄関に着きます。そこでも当然に「無言の行」が行われています。エレベーターと一緒に乗ります。「無言の行」は続行中です。わが社のある階で降りていきました。わが社の人達なんだ…。オフィスに入ります。言うまでもありません。スウーっと席につき、仕事を始めます。

この人たちは、普通の人で、良く仕事のできる人で、真面目な人あることは事実です。でも、スウーっと入ってくるんですね。

われわれは子供の時から家庭で保育園で小学校で、「挨拶をしなさい」とうるさく言われて育ってきました。でも大人になると、どうして挨拶が苦手になってしまうのでしょうか。しかし、何とかしたいんです。

◎ 人に好感を持たれたければ、誰に対しても挨拶することだ。挨拶ほど簡単でたやすいコミュニケーション方法はない。(アメリカの作家:デール・カーネギー)

◎ マナーがある人が先に挨拶する。(マナーコンサルタント:奥脇 洋子)

◎ 勉強もスポーツも大事だが、何より大切なのは挨拶。挨拶さえしていれば何とかなる。(元大阪府知事:橋下 徹)

この他挨拶に関する格言・名言は山ほどあります。われわれは、簡単にできることができないんですね。

会社経営についていえば、挨拶のある会社は雰囲気が良いんです。会社の好感度は、必ず上がります。でも、命令してやらせたくないんです。

挨拶は、自分の存在を分からせることです。好感を相手に抱かせるきっかけです。何より自分の心の開放をする手段です。だから、自分がより良い存在になるために、幸せになるために挨拶をします。その上で会社の良い雰囲気を作れるなんて、一石二鳥ではありませんか。

『相続×落語』セミナー、異業種コラボで続々開催!

OAG税理士法人

相続落語

笑って学ぼう はじめての相続

OAG

ちょうど1年前の2020年(令和2年)8月、OAG税理士法人大阪支店で、一般のお客さまに向けて『相続落語 笑って学ぼう はじめての相続』セミナーを開催しました。遺産相続や相続税の基礎知識、さらには相続税の税務調査など、誰もが直面する相続の問題や難しい税務知識について、「落語」という伝統芸能の力を借りて、分かりやすく楽しくお伝えすることができ、大変ご好評を頂きました。セミナー開催後も新聞に記事が掲載されたり、ご興味を持たれたお客さまからお声がけを頂いたり、沢山の話題にして頂きました。そしてこの夏、異業種の事業会社さまから、弊社の『相続×落語』セミナーを開催する機会を頂戴し、コラボ企画として実現致しました。

今回もタッグを組んだのは、上方落語家の桂りょうば氏。桂ざこば氏を師匠に持ち、父は桂枝雀氏という注目の新鋭です。今回も落語のネタ作りから参加して頂きました。

実録!
遺産分割協議
2021

第1弾は6月25日。葬祭事業会社さまが主催する、葬儀会館で行う会員さま向けのイベントでした。主催者による家族葬セミナーの後、出囃子に乗せて、桂りょうば氏が登場。ネタは、「実録! 遺産分割協議2021」。相続にまつわる家族間のトラブルを、面白おかしく落語で演じて下さいました。次に、その内容を基に相続手続きの流れと相続税の概要、トラブルを避けるためのアドバイスを税理士が解説。りょうば氏からの質問やツッコミが入ったり、テレビ番組さながらの展開で、お客さまからも「分かりやすかった」「楽しかった」「相続が身近に感じられた」などの感想を頂きました。また、実際に直面している相続について、数々の税務相談も承りました。



笑って学ぼう!
アクティブシニアの
住み替え
相続×落語セミナー

第2弾は7月8日。不動産会社さまと有料老人ホームさまが、老人ホームへの住み替えを検討されているお客さまに向けて共催したセミナーに参加しました。第一部は桂りょうば氏の落語で、計画的に有料老人ホームに移り住んだ男性と成り行き任せの無計画な男性との会話劇を落語で披露。第二部は、税理士が相続および不動産の売却にかかる譲渡所得税についてご説明しました。第三部は、不動産会社さまと有料老人ホームさまのトークセッションです。コロナ禍における老人ホームでの暮らしや不動産市場の最近の動向など、座談会形式でお客さまにご説明しました。老人ホームへの住み替えについて、具体的に考えているお客さまに役立つセミナーとなりました。



「相続」と「落語」……一見ミスマッチなカテゴリーのように見受けられますが、「相続」と「落語」は実はとても相性がいいようです。人々の想像の中で繰り広げられる落語のストーリーは、いつも人情味に溢れていて、どんなに強欲な人物やネガティブな話でも、笑える世界観が落語の中にはあります。「争族」と揶揄されるようなさまざまな問題が生じがちな相続のストーリーも、落語のフィルターにかかれば誰もがスッと受け入れ、自分に置き換え、前向きに考えられる力になるのかもしれませんが。また、難しいと敬遠されがちな相続の話も「なんか楽しそうだな」「落語だったら聴いてみようかな」と、気軽な気持ちで聴いて頂き、相続について考えたり、準備を始めたくなるきっかけになることもあるようです。

実際に、コロナ禍にも関わらず、満員のお客さまに足を運んで頂き、終活を積極的に考えられている方や相続を分かりやすく学びたいという方がいかに多いのかを実感しております。OAG税理士法人では今後も積極的に『相続×落語』セミナーを開催し、相続について楽しく学んで頂ける機会をご提供できればと考えております。

お問い合わせ先

OAG税理士法人 大阪
株式会社OAGビジコム

Tel.06-6310-3102 (担当:八津谷、大北、新垣、前田)

やつたに しんがき

売掛債権の全額回収を目指す!

効果的な債権回収の方法

OAG弁護士法人 弁護士 小島 健太郎

ビジネス上、売り上げを立てたとしても売掛債権が発生しただけであり、会社は売掛債権を回収できなければ利益を計上できません。売掛債権を回収して初めて売り上げがあがったともいえます。そのため、販売の最前線にいる営業部門の方々は、代金の回収も念頭に入れて営業活動をする必要があります。また、管理部門である法務部門の方々は、債権回収の不安が生じた際には会社の利益を確保する意識をもって業務にあたる必要があります。そこで、売り上げの回収に不可欠な債権回収の方法について、以下ご紹介します。

債権回収方法のフェーズ

「債権回収」とは、相手から商品やサービスの代金を支払ってもらうこと、あるいは強制的に取り立てることをいい、当事者間の契約書等で支払いの約束を行ったのに、支払いをしてもらえない場合に行います。債権回収の方法は、主に「任意の回収」「担保

による回収」「強制的な回収」の3つに分けられます。

債権回収を効果的に行うためには、当事者間で取引関係に入る前に契約書上にいわゆる期限の利益喪失条項、所有権留保を含む担保条項、相殺条項等を設定することも考えられますが、今回は、契約書での仕掛けを前提としない債権回収の方法をご紹介します。

任意の回収

任意の回収は、当事者間での交渉により債権を回収する方法で、まず書面・口頭で相手方に対して支払いの催促を行います。

支払い期限を徒過した場合には、すぐに催促を行うことが肝要です。支払い期限を徒過した債権を放置しておく、債務者である相手方から支払いを「後回しにしてよい債権者」だと思われてしまいます。

① 内容証明郵便の送付	債務者がメール等での催促に応じない場合には、内容証明郵便を用いて催促を行うことが多く、また、この段階で弁護士が入るケースが多いです。内容証明郵便とは、「いつ、どういった内容の文書が誰から誰宛てに差し出されたか」を日本郵便株式会社が証明してくれる制度です。文書の内容は、「お支払いいただけない場合には法的措置を採ることを検討せざるを得ない」などといった裁判手続きを視野に入れた意思を債務者に対して表明することが多く、弁護士名義で送付することで、債権者は費用を掛けてでも債権回収を行うことを債務者に対してより強く伝えることとなります。
② 債務者に対する担保提供要求	債務者が分割による弁済や弁済の延期を求めてくる場合は、担保の提供を求めるのも有効です。担保で一般的なのは、保証人、不動産、株式などです。しかし、資金難の債務者はそもそも担保になり得るものを所有していないケースが多いのが現実です。
③ 公正証書の作成	債務者との話し合いによって支払いを分割にする場合、公正証書を作成するのも有効です。債務弁済公正証書に「執行認諾文言」を入れておくと、証書上で合意した債務に不履行があったときに裁判で勝訴を得ることなく、すぐに強制執行でき、素早い債権回収が可能になります。しかし、公正証書の作成に応じるかどうかは債務者次第となること、数万円程度の作成費用が掛かること、公証役場に行くなど手間が掛かることがデメリットとして挙げられます。

担保による回収

債権者は、担保を有している場合、担保を実行することで債権

を回収することも可能です。担保には、①契約によるもの、②法律上当然に成立するもの、があります。

① 契約による担保権	契約によって成立する担保権には、土地への(根)抵当権の設定、所有権留保売買、動産譲渡担保、集合債権譲渡担保、債権質権、保証人からの回収、等があります。
② 法律上成立する担保権	法律上当然に成立する担保権の実行方法として、動産売買先取特権、留置権があります。契約により成立する担保権は当事者間での合意が必要であるのに対して、法律上当然に成立する担保権は当事者間の合意が不要なので、債権回収のトラブルが生じた場合には、事前に何らかの担保を取得していたか、担保を取得していなかった場合には、法律上当然に発生する担保権が発生していないか、を確認することになります。

強制的な回収(裁判所を利用した回収)

当事者間での交渉が行き詰まった場合は、裁判所を利用して

債権回収を行うしかありません。ただし、裁判には時間および費用が掛かるので、手順を踏んで進めていくことになります。

①	資産調査	<p>債務者に資産がなければ、裁判で勝訴したとしても、債権を回収できません。債権者の主張が認められても、裁判に掛けた費用も手間も、無駄になってしまう恐れがあります。このため、裁判手続きに着手する前に以下のような資産調査が必要です。</p> <p>①不動産を所有しているか。本社のある建物・土地の登記簿を取って、所有者を確認します。</p> <p>②どの銀行に預金口座があるか。メインバンクをHP等で公表している場合には、取引支店などを確認します。</p> <p>③売掛債権を持っているか。どの会社と取り引きしているか、どの取引先に売掛債権を有しているかを探ります。</p> <p>私人による調査には限界がありますが、弁護士に依頼して弁護士会を通じて照会手続きをすると、調査範囲は大きく広がります。例えば住民票を入手する、生命保険契約の有無、預金の有無、預金の種類・変動・残高など(金融機関により対応が異なります)を調査する、さらには車のナンバーを元にした所有者情報の確認や、携帯電話番号を元にした住所・引落先口座の調査などが可能になります。</p>
②	仮差押え	<p>債権者が裁判を提起し勝訴した場合は、債務者の資産(不動産、動産、預金、売掛金など)を差押さえる強制執行が可能となります。しかし、債務者の中には裁判中に資産を隠す者もいます。そこで、裁判前に不意打ちで債務者の資産を仮に差押さえる制度が設けられており、それが仮差押えです。仮差押えに成功した場合のインパクトは大きく、取引口座を仮差押えされた債務者は慌てて弁済してくるケースがあります。しかし、預金や売掛金の仮差押えは債務者の支払能力の信用を失墜させることにつながります。仮差押えがきっかけとなって債務者を一気に倒産に追い込む可能性もあるため、仮差押えのタイミングは慎重に考える必要があります。なお、仮差押えは文字どおり「仮」に差し押さえる制度なので、通常、債権額の10~30%程度の金額を担保金として裁判所に納める必要があります。仮差押えの後には通常訴訟を起こすことになり、その裁判に勝訴すれば担保金は戻ってきます。</p>
③	民事調停	<p>民事調停は、裁判所を間に入れて当事者同士で話し合いをする制度です。手続きが簡単で、非公開なので通常訴訟等と比べると、双方にとって心理的抵抗が少ないといえます。話し合いで解決を目指すので、当事者間で可能であれば取り引きを継続したい場合などに有用で、法律に縛られず、当事者間の合意による幅広い解決方法が可能です。また、費用も比較的安く、場合によりますが、裁判と比較すると短期で解決することも多いです。</p> <p>デメリットとしては、調停の出頭は強制ではないため、調停を申し立てても話し合いができない場合が挙げられます。通常訴訟ほどではないにしても、手続き上の決まりごとがあるので弁護士に相談することをお勧めします。</p>
④	支払督促	<p>支払督促は、裁判所に行く申し立て手続きではありますが、書類審査のみで行うことのできる迅速なかつ簡易な手続きです。申し立てに基づいて裁判所書記官が金銭の支払いを命じます。これによって相手方からの異議の申し立てがなければ、勝訴判決と同様の法的効力が生じます。債務者が債務の存在自体は争わないと予想される場合には、簡易で有用といえます。債務者から異議申し立てがあると通常訴訟に移行することになります。</p>
⑤	少額訴訟	<p>請求額が60万円以下と低額の場合には利用できる制度です。少額訴訟は原則1回の審理で終わるのが特徴です。1回で終わってしまうため、事前の入念な準備が必要になります。</p>
⑥	通常訴訟	<p>通常訴訟は、一番イメージしやすい制度ですが、他の制度と比較すると、期間が長く費用も高くなる傾向にあります。しかし、債務者が債務の存在や金額を争ってくる可能性が高い場合は選択せざるを得ません。通常訴訟は最終的には勝訴判決を目指して進められますが、途中で話し合いを行い、和解で終了することも多いです。事案によっては最初から和解狙いで通常訴訟を提起することもあります。任意交渉段階では態度が頑なだった債務者が、中立の立場にある裁判官に訴訟の中で和解を勧められることで、それを受け入れるというケースもあります。</p>
⑦	強制執行	<p>原告の請求を認める勝訴判決等が出た場合には、資産調査により判明した債務者の資産に対する強制執行を行います。強制執行は、債務者の資産がなく、万が一「空振り」に終わった場合でも、回収できないことが客観的に証明されたことになり、事実上の貸倒れとして損金計上できる場合があります。こうした税務上のメリットを得るため、貸倒損失処理を目的として強制執行を行うこともあります。</p>

迅速かつ執拗な請求が早期解決を導く

債権回収の方法をご紹介してきましたが、交渉を通じて裁判所等の手続きを利用することなく、任意で早急に支払いを受け

られれば、時間および費用のコストが一番少なく済みます。

支払いの遅れている取引先は、他への支払いも遅れていることが多いため、後回しにされないように迅速かつ執拗に請求し、債務者に面倒くさい債権者であると思わせることが肝要です。

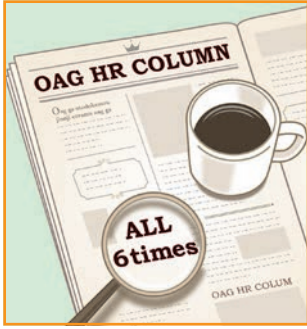
《OAG 弁護士法人は、豊富なノウハウを持つ弁護士集団です》

OAG 弁護士法人は、個性豊かな弁護士がお客さまに積極的に寄り添い、円滑な企業経営を促進するために様々なお手伝いを行っております。ご不安なことがございましたら、電話・メール等でご相談ください。

お問い合わせ先

OAG 弁護士法人 Tel. 03-3234-9700

OAG 弁護士法人 



OAGがお届けする人事コラム vol.4 定年後の人事評価制度をどう考えるか

2021年(令和3年)4月に高齢者雇用安定法が改正され、70歳まで就業機会を確保することが企業の努力義務となりました。65歳までの雇用確保措置は既に義務付けられており、少子高齢化が進む中、60歳を超えるシニア層の活躍が労働力確保のためにも今後さらに重要になっていきます。このような中で、定年後に再雇用した従業員の給与体系や人事評価制度

をどうするべきか、課題を抱えている企業も多いのではないのでしょうか。

例えば、定年後の再雇用にあたって、給与を大幅に削減していた企業もあります。しかし、現在は同一労働同一賃金の観点から、それが問題にならないかを熟考しなければなりません。再雇用後も同じ仕事をしているのなら、再雇用という理由だけで定年前より給与を大幅に引き下げる運用は合理的な説明ができないからです。むしろ、再雇用者のモチベーションを下げる要因になってしまうのではないのでしょうか。これまではあまり問題とされなかったかもしれませんが、中小企業も2021年(令和3年)4月から同一労働同一賃金の対象になり、雇用条件や人事評価のあり方について喫緊に見直す必要があるのです。

実際、「再雇用者にも人事評価は必要でしょうか?」というご相談をいただく機会も増えてきています。確かに、これまでのように60歳で定年退職という時代であれば、再雇用者に目標を設定し、評価結果によって給与額を見直す必要はなかったのかもしれませんが、これからは多くの方が70歳まで働き続ける時代になると考えられます。そのため、再雇用者に対しても明確な役割や目標を与え、人事評価を行うことで活躍を促進し、モチベーションや生産性を高めていくことが重要になっていきます。また、同一労働同一賃金の観点でも、正社員と再雇用者との間で差別的取り扱いをすることは不合理だと判断されかねないため、職務内容が大きく異なるのであれば、人事評価は同様に必要ということになります。

再雇用者は今までの経験を活かして、管理者のサポートや技術の伝承、後進の育成をする役割などを担うことが想定されます。こうした役割を明確にして、役割に応じた給与体系や人事評価制度を構築し、効果的に運用することで、60歳以降のモチベーションが高まり、一層の活躍が期待できるようになるのではないのでしょうか。

これからはシニア層の活躍が企業の業績の鍵を握るともいわれています。経験を積んだ方にしかできないこともあり、適材適所で活躍していただくことが理想的です。そのためにも、単に法律上の義務だから再雇用をしているということではなく、より一層活躍してもらうためにはどうすれば良いのかを考え、仕組みづくりで対応することが重要です。

OAGでは、60歳以降の人事評価制度、再雇用者人材の活用、同一労働同一賃金の対応などをトータル的にご支援致します。制度設計や法令対応でお困りの際は、是非一度ご相談ください。



ご相談は、お気軽に(株)OAGビジコム(Tel.06-6310-3101)へ。

『家族に頼らないおひとりさまの終活』が出版されました

私が倒れたら、誰が手続きをしてくれるのだろう、私が死んだら誰が…?

誰しもが不安を抱える時代になりました。人は皆、「おひとりさま」になります。遺言書だけでは、不安を払拭できません。むしろ、生きている間の不安をなくすために、株式会社OAGライフサポートは、全力であなたの「尊厳」をお守り致します。

家族に頼らないおひとりさまの終活 ～あなたの尊厳を託しませんか



- 黒澤史津乃(行政書士)
奥田周年(税理士・行政書士)
太田垣章子(司法書士)／共著
- ビジネス教育出版社／刊
- 2021年(令和3年)7月31日／発売
- 1,650円(税込)／定価

プロローグ

1. エンディング期は家族任せの他人事ではなく、自分事として考える
2. これからの人生のマッピング
3. おひとりさまの検討ノート

目次 第1部 家族に頼らない「エンディング期」への心構え～おひとりさまに必要なこと

- ◎「エンディング期」のおひとりさま事件簿
- ◎「尊厳信託」による解決編 …など

第2部 家族に頼らないと決めた人のお金・相続・税金の知識

1. 自分で管理ができなくなったときのお金のこと
2. 家族に頼らないと決めたときに書く遺言
3. 家族に頼らないと決めたときの税金

コラム あなたの人生に寄り添ってくれるパートナー「subME」とは? …など

私の Off-Time

「ダーツ」

(株)OAGコンサルティング 会計コンサルティング 石川 裕麻

私の趣味は、ダーツです。学生時代のアルバイト仲間と一緒にハマってから、かれこれ10年ほど趣味として時間を費やしています。今回はダーツに関する私の活動やダーツの魅力をお伝えしたいと思います。

ダーツにあまり馴染みのない方がほとんどだと思いますので、まずはダーツについて簡単に紹介します。ダーツには、ソフトダーツとハードダーツの2つの種類があります。

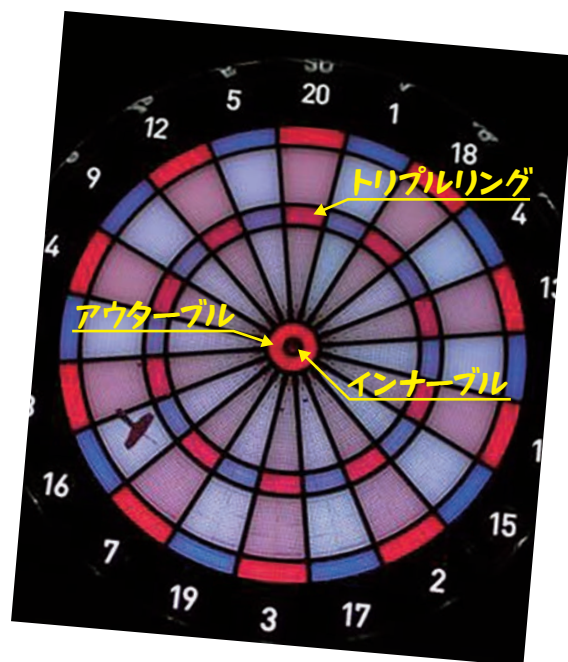
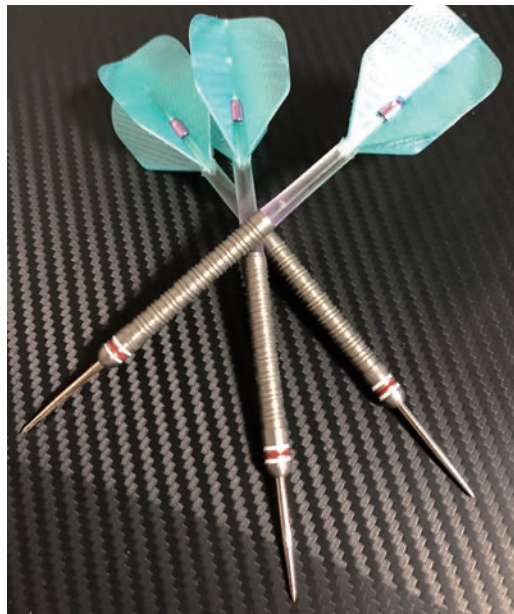
ソフトダーツは、矢の先端がプラスチックで出来ていて、ボードも主にプラスチック製です。矢が刺さると自動で点数を計算して、画面上に表示してくれます。中心の2重円は「ブル」と呼ばれ、ここに矢が刺さると50点を獲得できるので、点数を稼ぐ際はブルを狙います。

ハードダーツは、矢の先端が金属で、ボードには麻が使われています。点数は自分の頭で計算します。ブルの中で、外側の円(アウトールブル)は25点、内側の円(インナールブル)は50点となるのが、ソフトダーツとは違います。また、最高得点を目指すには、20点のエリア内で得点が3倍になる細いトリプルリングを狙います。

一般的に店舗に設置されているのはソフトダーツが圧倒的に多いのですが、私はハードダーツのアマチュアリーグのチームに参加しています。今はコロナ禍ということもあり、リーグの活動が停止しておりますが、普段は毎週都内の店舗で開催されるリーグ戦に参加しています。

ダーツの魅力を一言でいうと、“お酒を飲みながら楽しめる手軽なスポーツ”だと思っています。プロも存在するので、本格的にダーツに没頭するならノンアルコールでプレイするのも良いですが、私はお酒を嗜みながら楽しく投げるのが好きです。

運動したいけど激しい運動はしんどいなあという方や、楽しくお酒を飲みたいという方には是非お勧めです。



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループ 広報 Tel.03-3237-7500

今後のセミナー開催予定

【有料】表示以外は無料です

開催日時	名称	会場
8/30(月)13:15-14:05	OAG税理士法人東京ウエスト『らくらく相続 [®] セミナー』	調布市文化会館たづくり10階(京王線調布駅南口徒歩3分)
8/30(月)15:00-15:50	OAG税理士法人東京ウエスト『らくらく相続 [®] セミナー』	調布市文化会館たづくり10階(京王線調布駅南口徒歩3分)
9/ 8(水)14:00-15:00	(株)アイル共催『KPI分析を活用した経営改善の成功事例』	オンラインセミナー (Zoom)

※セミナーの詳細は、OAGグループサイト (<https://www.oag-group.co.jp/>) の「お知らせ」をご確認ください。

※会場では、新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づく対策を行っております。何卒、ご理解とご協力をお願い致します。

※新型コロナウイルスの感染状況により、開催を中止することがあります。

📷 安のカメラ紀行

Photo by Yasuyoshi Wada



善峯寺と京の街



光明寺



京都タワーからの眺め

晩秋の京都の2日目は、西京区の大原野に建つ善峯寺から嵐山近くの地蔵院まで、電車とバスそして徒歩でハインキング気分でした。京都盆地の西の端にある善峯寺は、山の上に行けば特に混雑することはなく、素晴らしい紅葉が見られると聞いていました。バス停から20分程の坂を登った所に本堂があり、紅葉で赤く染まった木々の向こうに望む京都の街は、深く歴史を刻んだ佇まいを見せてくれました。

閑静な寺からテクテク坂道を下っていき、観光客が誰もいないひっそり静まりかえった十輪寺を経て、光明寺へと辿り着きました。その道すがら、いくつもの竹林があり、桜、紅葉等の季節感とは違った京都らしい雰囲気を感じていました。光明寺境内を一通り散策した後、もみじ参道と呼ばれる緩やかな道を歩きながら総門まで戻りました。参道の両脇には散った紅葉の絨毯がとても美しく、晩秋の京都の真っ只中を歩く幸せを感じながら光明寺を後にしました。

バス、電車を乗り継いで向かった衣笠山の地蔵院は、境内がたくさん竹林で覆われていることから竹の寺とも称されています。訪ねた時は、竹林の根元にある緑の苔の上に、散った紅葉が映っていました。

最終日の3日目は、京都紅葉の王道である南禅寺と永観堂、そして青蓮寺、知恩院、八坂神社、祇園を歩いた後、旅の締めとして久しぶりに京都タワーに上りました。京都タワーは、新幹線開通や東京オリンピック開催の1964年(昭和39年)に完成し、高さ131^mで展望台からは東山三十六峰に囲まれた古都が360度見渡せます。建設当時はタワーは古都にはふさわしくないと白眼視され、京都は上から見るのではなく歩いて見るべき街だというのが反対派の意見だったようです。僕のような気ままな旅人にとっては、歩いて見るのもよし、歩き疲れた後、今まで辿ってきた神社仏閣を上から見るのもよしと思った展望台からの眺めであります。

2泊3日で7万歩を歩いた、2020年(令和2年)秋の京都の旅でした。帰りの新幹線に乗る前、駅のエスカレーターが工事のために階段で上ろうとすると、思いがけず若い女性から「スーツケースをお持ちしましょうか」と声を掛けられて(もちろん笑って断りましたが)複雑な気持ちになりつつ(旅の情けか老人へのいたわりか…)、いやこんな優しい若者がいる世の中、まだ捨てたものではないと思いながら、新幹線に乗った後、旅の疲れと思いがけない厚情に浸りながら、心地よい眠りにつきました。

編集後記

毎年8月11日は「山の日」です。今年はオリンピックが開催される関係で8月8日(日)に移動していますが、2014年(平成26年)に「国民の祝日に関する法律」の改正によって制定され、2016年(平成28年)に施行されました。8月としては、初めての祝日です。

1995年(平成7年)に「海の日」が制定されると、山梨県などのように独自に山の日を設けるところが出てきました。さらに、とある作曲家が「どうして海の日はあるのに山の日はないのか」と提言したことが、山の日が祝日として制定されるきっかけになったといわれています。

祝日が増えるのは嬉しいものですが、そもそも山の日は祝日法によると「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」ことを趣旨としています。自然に触れることはストレス解消の効果もありますから、山の日をきっかけに登山やハイキング、キャンプなど山に親しむ機会を持ってみてはいかがでしょうか。(も)

- 発行 OAGグループ
(株)OAG
(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム
(株)OAGアウトソーシング
(株)OAGライフサポート
OAG税理士法人
OAG監査法人
OAG弁護士法人
OAG司法書士法人
OAG社会保険労務士法人
OAG行政書士法人
- 住所 東京都千代田区五番町6-2
ホームートホライズンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510
- 発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭
- 編集人 OAGグループ 広報